

農地法第3条の許可（農地を農地として取得する許可）基準の一つに、「農地の権利取得後における耕作の事業に供すべき面積が、原則として都府県50アール、北海道2ヘクタール以上に達すること。」という規定があります。この面積を下限面積といいます。

ただし、この下限面積については、農業委員会が地域の実情に応じて50アール未満で定めることができるとされております。

このことから、安芸太田町では、下限面積を下表のとおり定めています。

安芸太田町内の下限面積

区 域	下限面積 (a)
以下を除く安芸太田町全域	10
安芸太田町空き家バンクに登録されている物件に附属する農地	1

※平成30年10月1日から施行（安芸太田町農業委員会告示第10号）

下限面積設定理由

遊休農地の増加が深刻化している中で、新しく農業を始めたい方の農業経営への参入と安芸太田町空き家バンクによる移住及び定住を促進し、遊休農地の有効利用と新しい担い手の創出を図るため。

【お問い合わせ】

安芸太田町農業委員会事務局

電話：0826-28-1973

FAX：0826-28-1218